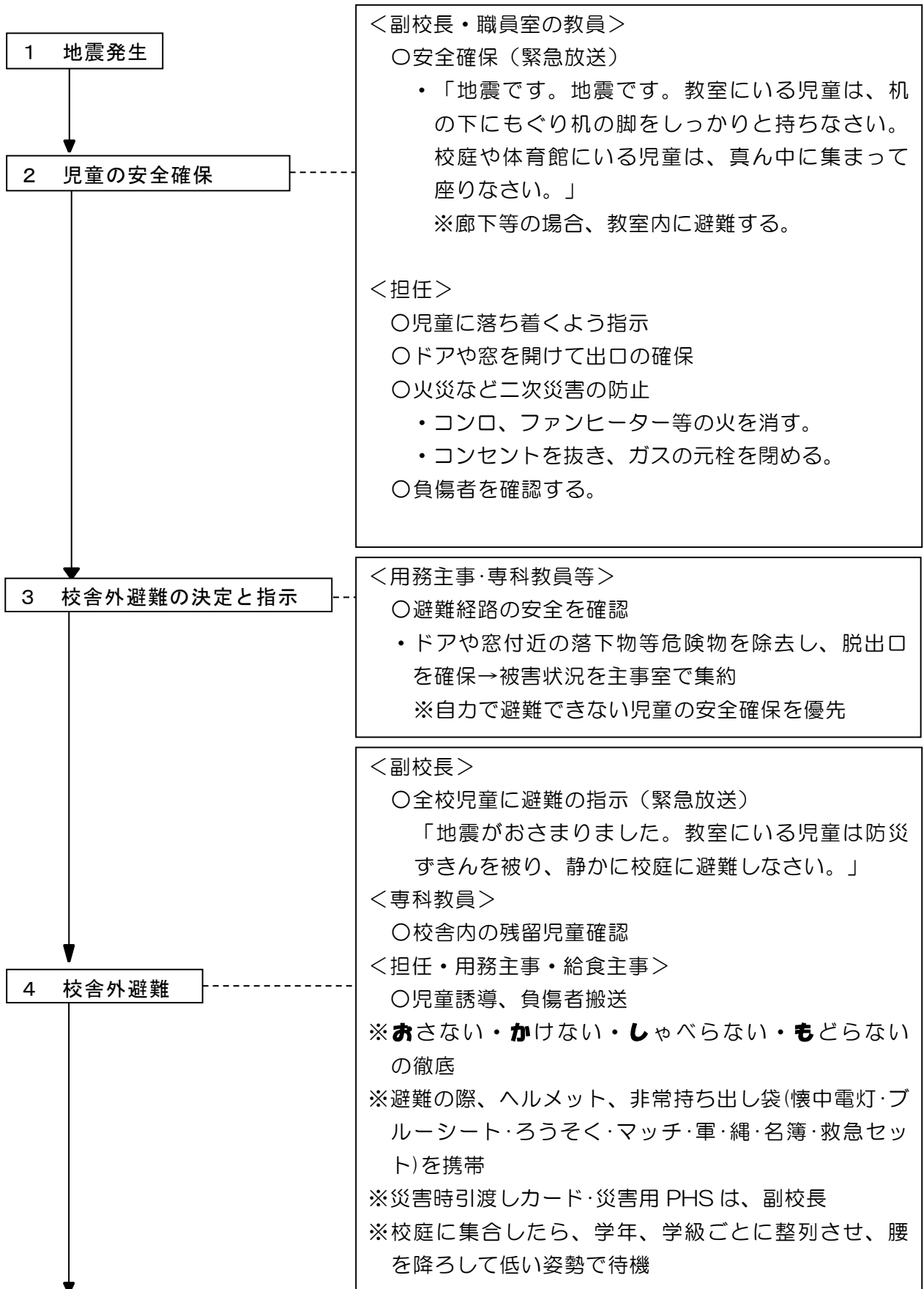
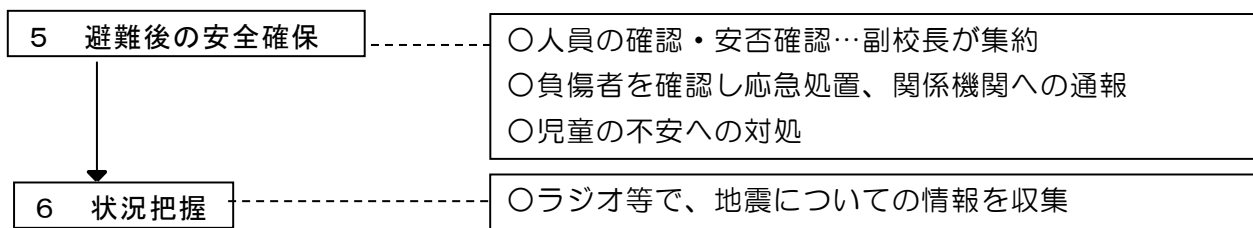


# 《地震発生時の対応》

## (1) 教職員在校時に発災した場合の対応

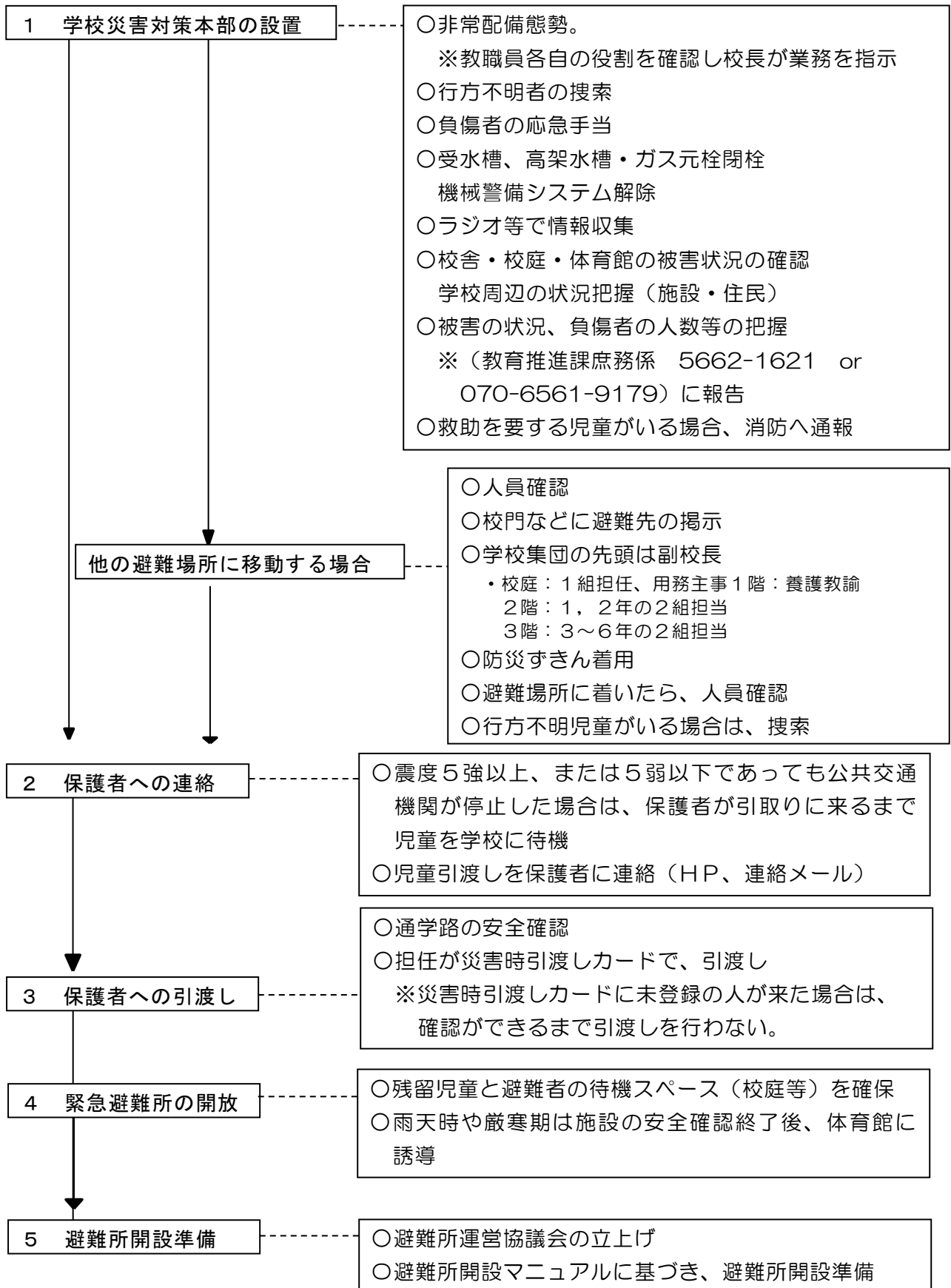




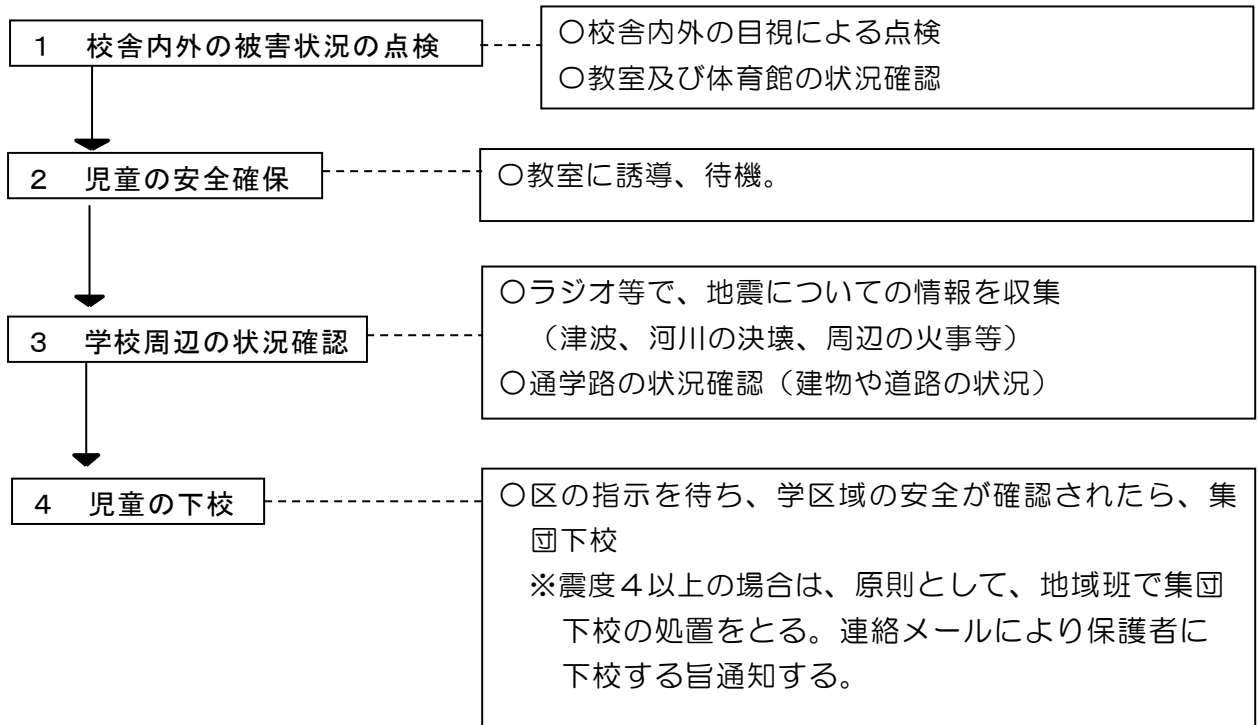
## 地震時対応、留意事項

震 度	学 校 の 対 応
震度 5 強以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童は、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。</li> <li>○すくすくスクールと連携し、安全確認を行う。</li> <li>○保護者が引き取りに来た時点で、下校させる。</li> <li>○引き渡し名簿をもとに、保護者に引き渡す。ただし、引き渡し名簿に書かれていない場合でも、確認が取れば引き渡す。</li> <li>○津波等のおそれがある場合は、全児童を屋上に避難させる。</li> <li>○通学路を点検し、安全を確認する。</li> <li>○避難所開設の準備をする。</li> </ul>
震度 5 弱以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路を点検し、安全を確認する。</li> <li>○原則として、地域班で集団下校の処置をとる。連絡メールにより保護者に下校する旨通知する。</li> <li>○すくすくスクールと連携し、安全確認を行う。</li> <li>○保護者が帰宅困難であると事前に届け出がある場合、学校で待機させる。</li> </ul>
震度 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全が確認できたら、通常の授業に戻る。</li> <li>○必要な場合は、地域班で集団下校の処置をとる。連絡メールにより保護者に下校する旨通知する。</li> <li>※保護者が家にいないことが予想される場合は、学校で待機させる。</li> </ul>
震度 3 以下	○状況確認後、通常授業。通常下校。

## 震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合



## 震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合



## <留意点>

### ○平常時

- (1) 在籍数を記入した「確認票」を常備
- (2) 職員室前の「児童出欠表」に始業時の出欠・遅刻・早退の状況を記入

### ○授業中…児童は、教員の指示に従う

#### 1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を確認
- (2) 窓をしめる。
- (3) 防災ずきんを着用

#### 2 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くして移動
- (2) 「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」

#### 3 人員確認

- (1) 朝礼台前（プール側）に、クラスごとに整列
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、副校長に報告

「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」

\*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

### ○休み時間等…児童は、自主的に判断して避難

#### 1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断

#### 2 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くして移動
- (2) 「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」

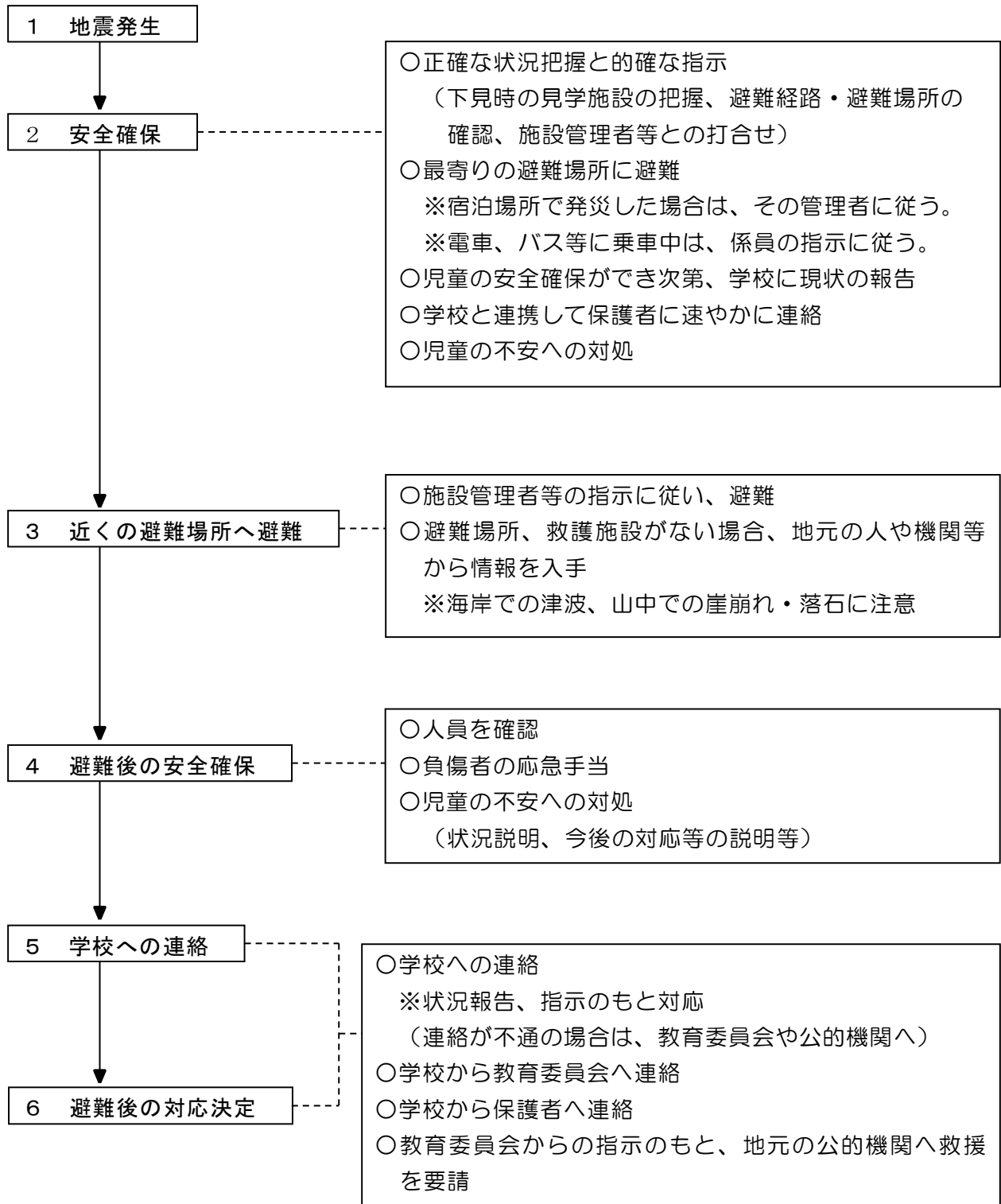
#### 3 人員確認

- (1) 朝礼台前（プール側）に、クラスごとに整列
- (2) 担任が点呼を行い、副校長に報告

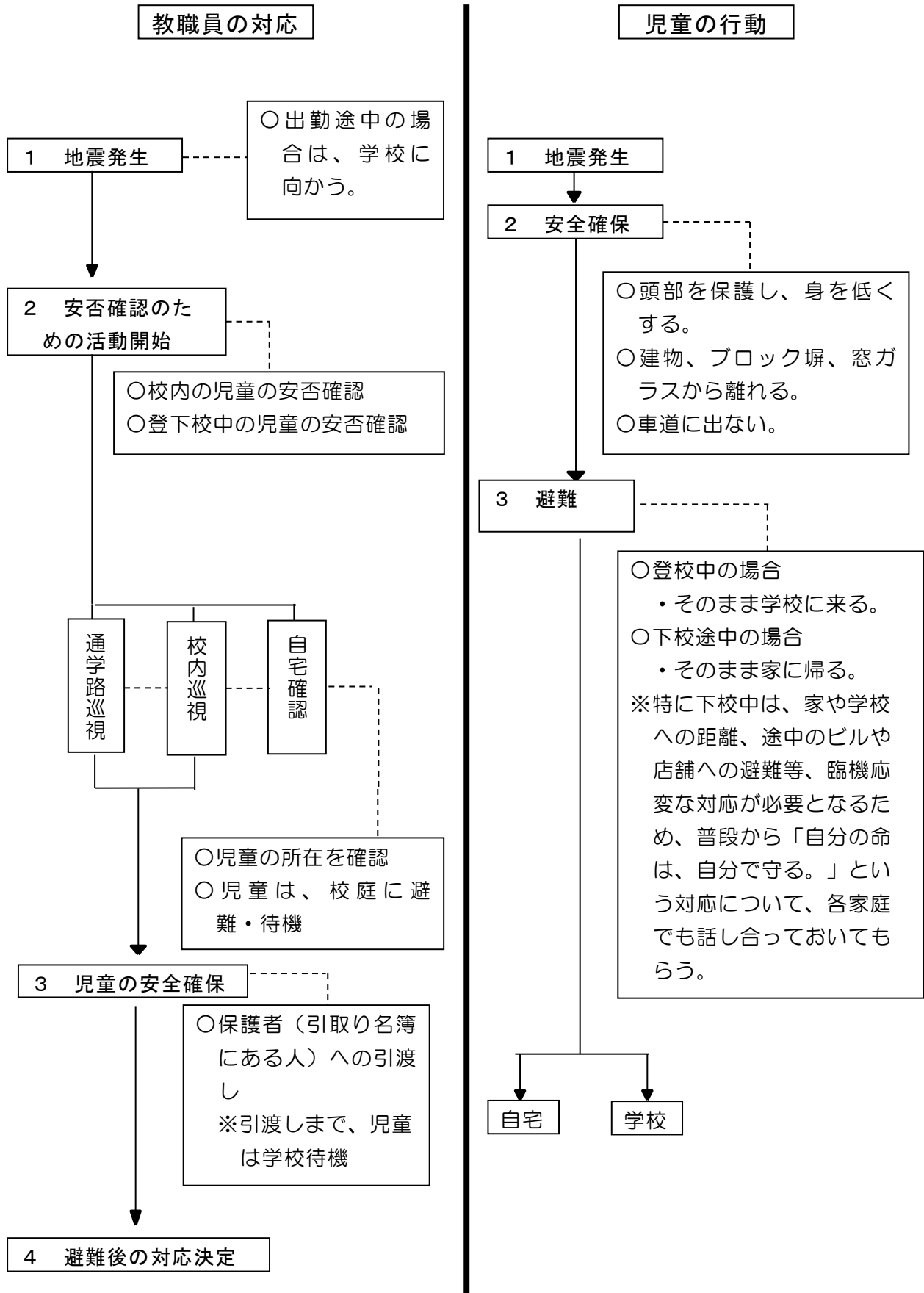
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」

\*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

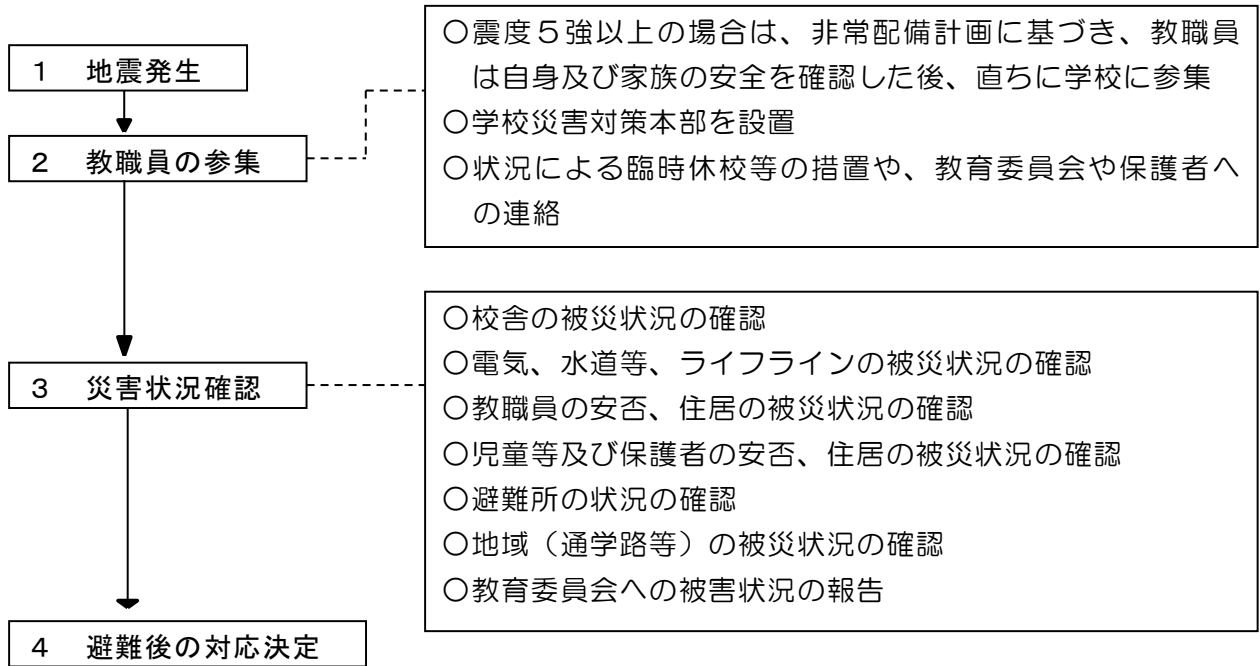
## (2) 校外活動中に発災した場合の対応



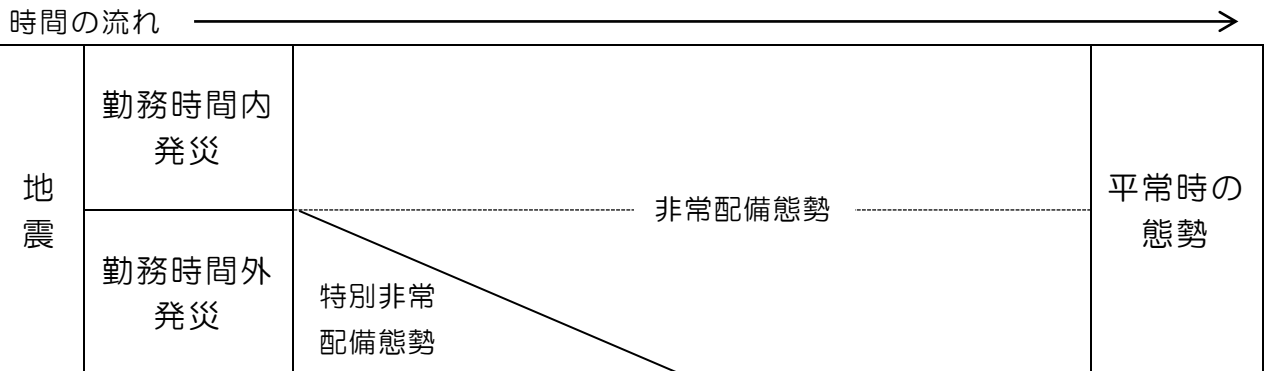
### (3) 登下校時に発災した場合の対応



## (4) 教職員在校時外の対応



## (5) 学校教職員非常配備計画

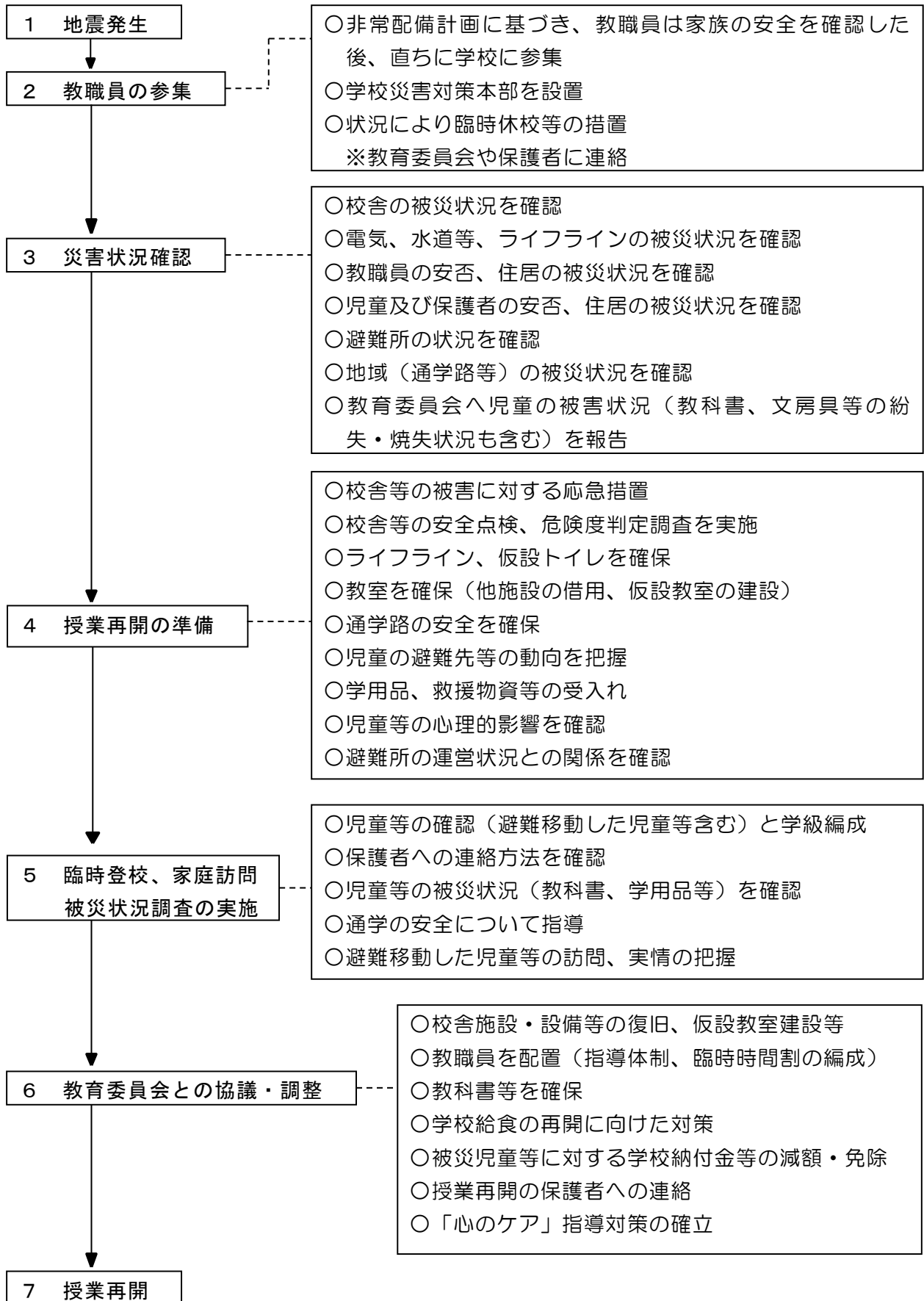


震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

- ◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行
    - [1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
      - ①児童の安全確保
      - ②教職員の安全確保
      - ③保護者への引渡し連絡
    - [2] 被害状況の確認
      - ①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
      - ②建物および施設周辺の状況確認
      - ③ガス、電気等ライフラインの状況確認
  - ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力
- \* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照



## (6) 授業再開に向けた対応マニュアル



## (7) 警戒宣言発令時の対応

### 1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会から、注意情報発令の連絡
- (2) 学校は、児童に注意情報が発令された旨を伝達
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導

### 2 警戒宣言が発せられた場合の措置

#### (1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、保護者の引取りまで児童を校内で保護
- イ 警戒宣言が解除されるまで臨時休業

#### (2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡
- イ 校長は、情報を保護者に連絡
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置  
※その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

#### (3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難  
※特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

#### (4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明
- ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告

#### (5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手

## (8) 主要連絡先一覧

### ① 公的機関

区教委指導室	5662-1634
小岩警察署	3671-0110
小岩消防署	3672-0119

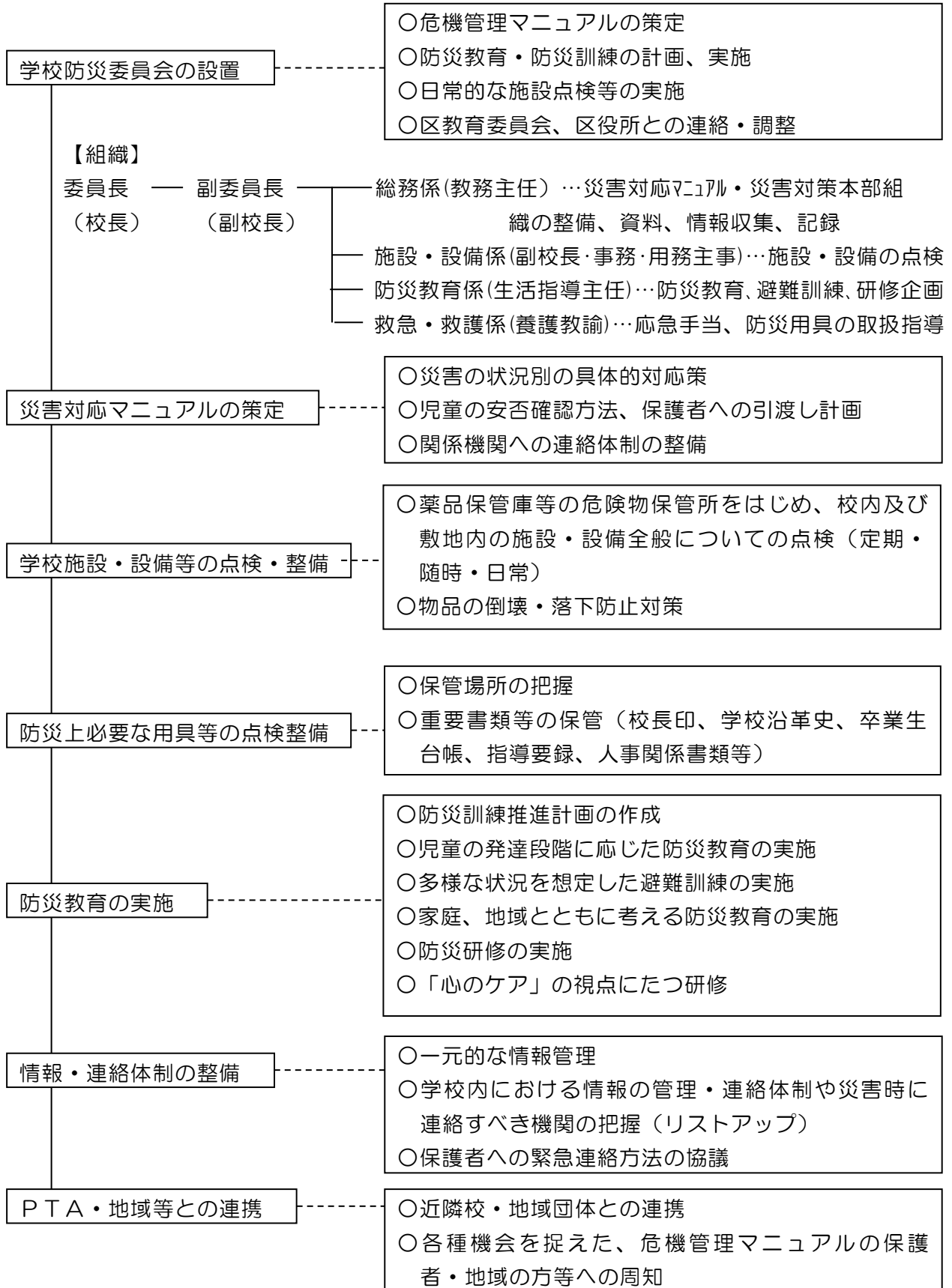
### ② 医療機関

江戸川病院	3673-1221
松江病院	3652-3121

### ③ 学区内避難所

一次避難所	小岩小学校	3657-1078
地域拠点	小岩事務所	3657-1101
		070-6561-4905 (災害用 PHS)
食品等集積地	小岩区民館	3657-7611
医療救護活動拠点	小岩健康サポートセンター	3658-3171

## (9) 日常的な学校防災活動



## ★保護者等への周知

保護者に対して、地震発生時の児童の帰宅方法及び登校方法などは以下のとおりとすることを定期的に周知する。

- 震度5強以上の地震の場合は、原則として保護者への引き渡しを行う。保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- 震度5弱以下の地震の場合は、原則として下校させる。必要に応じて集団下校とする。なお、保護者が帰宅困難であると事前に連絡などがあった児童は、保護者と連絡が取れるまで学校で待機させる。
- 東海地震の警戒宣言が発令された場合及び警戒宣言発令を検討する判定会が招集されたとの報道があった場合は、保護者への引き渡しを原則として下校させる。
- 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校もしくは自宅の近い方に行くよう児童に指導しておく。
- 児童が在宅中などに震度5弱以上の地震が発生した場合及び警戒宣言が発令された場合、また警戒宣言発令を検討する判定会が招集されたとの報道があった場合は、原則として学校からの連絡があるまで登校を見合わせる。

## (10) 学校災害対策本部組織

